

主 文
原判決中被告人に関する部分を破棄する。
被告人を罰金三万円に処する。
右罰金を完納することができないときは、金五百円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。

理 由
本件控訴の趣意およびこれに対する被告人の答弁は、室蘭区検察庁検察官事務取扱検事杜塚進芳作成の控訴趣意書および弁護人池田雄亮作成の答弁書にそれぞれ記載してありであるから、いずれもここに引用する。

本件公訴事実中被告人にかかる業務上過失傷害の事実については、被告人の業務上の注意義務の存在の点を除き、原審もこれを認めるところであり、記録上これを肯認するに十分である（弁護人は、原審相被告人Aは運転技術にかなり熟達していたものであり、同人に運転を許容したからといつて直ちに被告人が事故発生を予見し得たということとはできない旨主張し、被告人も当公廷において右主張に副う供述をしているが、右Aは運転操作の練習こそしたことはあるが、運転（道路におけるものをいう。道路交通法第二条第一号、第一七号参照。）の経験は皆無であつた事実および本件事故の態様に照らし、右主張および供述は到底採用の限りではない。）。

論旨は、右事実関係を前提とし、被告人には自動車運転の業務に従事する者として、自己が安全に運転管理すべき責任のある自動車の運転にあたり、（一）事故発生の予見される運転無資格者Aに運転を許容し委任したと認めらるる注意義務違反と（二）右Aの運転中に助手席に同乗しながら事故を防止するための運転操作の指導監督を怠つたという不作為による注意義務違反が認められ、右注意義務違反と本件事故発生との間には法律上の因果関係が存在するにもかかわらず、原判決は刑法第二十一条前段所定の「業務上必要ナル注意」の解釈を誤り、ひいては事実を誤認し、被告人に業務上の過失を認め得ないとして無罪を言い渡したものであり、右違法は判決に影響を及ぼすこと明らかなる場合に該るから破棄を免れない、というのである。

よつて、右主張の当否を按ずるに、論旨は被告人に二個の業務上の注意義務違反一すなわち、（一）危険（法益侵害の蓋然性ある状況）の発生を制止すべき義務および（二）危険な状態における用心深い態度に出るべき義務の違反があるとするので、右各注意義務相互の関係について、まず検討することとする。本件の場合、〈要旨第一〉右（二）の「危険な状態」は（一）の注意義務違反によつて招来されたことが明らかである。ところで、実定法上現実に〈要旨第一〉結果が発生した場合にのみ過失犯の成立を認め得るとされている以上、発生した結果と無関係にある時点における被告人の不注意な行動を非難することは無意味であるから、被告人の過失責任の存否を判断するには、まず、現実に生じた法益侵害の結果を起点として因果の連鎖を遡り、被告人の作為または不作為によつて因果の流れを変え得たと目される最初の分岐点において被告人による結果の予見およびその回避の可能性を検討し、これが否定された後はじめて順次それ以前の段階に遡つて同様の検討を繰り返すことが必要であり、かつ、これを以て足りるといわなければならない（かかる方法による無限の遡及については、相当因果関係による制約の存することはいうまでもない。）。本件についてこれをみるに、まず、発生した結果に最も近接する論旨（二）の注意義務の存否を確定することが先決問題であり、これが肯認されるにおいては、それ以前の段階に属する論旨（一）の注意義務の存否を論ずることは、被告人の刑事責任を追究する上で全く無意味であるということになる。換言すれば、論旨（二）の注意義務が肯認される限り、その遵守によつて結果発生を回避できたこととなるのであるから、それ以前の段階において被告人に如何に道義的非難に値する不注意な行状が認められようと、かかる行状は、発生した結果に対する被告人の過失責任を基礎づけるものではなく、（二）の時点における被告人の注意義務の前提となる客観的状況の一つとして把握すれば足りるのである。

そこで、論旨（二）の注意義務の存否につき判断する。原判決はこれを否定し、その根拠として、自動車運転者に業務上の注意義務が科せられるのは「自己が直接に運転業務に従事することによつて、人の身体、生命等に直接に危害を加えるおそれが強いとともに、自己の行為によつてこれを容易に防止しうる立場にある」ためであつて、「無資格者、技術未熟者等の運転する車に同乗する自動車運転者であつても、他人の運転する車の同乗者である以上、直ちに自身が運転している場合と同様の事故防止の措置をとりうるものではない」というまでもないから、特に自身で

は助手席に同乗して同所から同市b町方面に向け国道第三六号線上を進行させたが、被告人としては、右Aが法定の運転資格なく、ようやく運転できる程度の技倆しか有せず、かつ、酒気を帯びていた事情を知悉していたのであるから、かかる際は、自動車運転者には、路面の状況、交通量、進行速度等諸般の状況に絶えず深甚の注意を払い、右Aの技倆の程度に即し安全な速度と方法による運転を指示し、要すれば運転の中止を命じて自己と交替する等随時適切な指示、助言を与え、もつて事故発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があるにもかかわらず、これを怠り、漫然仮睡して右Aの運転を放任した過失により、同日午後九時半頃同市c町d番地附近国道第三六号線上において、右Aが積雪の凍結した路面上を毎時約五〇キロメートルの高速で進行しつつ対向車の前照灯に驚き急ブレーキを強く掛けるという拙劣な運転操作を行ない、そのため後車輪を滑走させて道路右側部分に進入したうえ自車前部を約九〇度右回転させ、折から右道路部分を対進して来たC（当三六年）運転の普通乗用車（室五あ一一六八号）の前部を自車左側面に激突させて横転せしめた結果、右Cに対し加療約二ヶ月を要する脳震盪、左第七肋骨輝裂骨折、右胸部、頸部、両上肢、下肢、口内、背部打撲挫傷、その同乗者D（当五八年）に対し加療約五ヶ月を要する右大腿頸部骨折、左鎖骨骨折、自車の同乗者前記B（当二二年）に対し加療約一二日を要する頭部、右肩部挫傷の各傷害を負わせ、第二、前記Aが法令に定められた公安委員会の免許を受けないで同日午後九時頃から午後九時半までの間室蘭市e町から同市c町d番地附近まで国道第三六号線上を前記自動車を運転するに際し、同日午後九時頃同市e町附近路上において同人の求めに応じ自己の管理する前記自動車の鍵を貸与し、同人の右無免許運転行為を容易ならしめてこれを幫助したものである。

（証拠の標目）

右各事実は、原判決証拠の標目欄挙示の証拠を総合して認定する。

（法令の適用）

被告人の判示所為中第一の各業務上過失傷害の点は各刑法第二一一一条前段、罰金等臨時措置法第三条に、同第二の無免許運転幫助の点は道路交通法第一一八条第一項第一号、第六四条、刑法第六二条第一項にそれぞれ該当するところ、右業務上過失傷害の各所為は一個の行為にして数個の罪名に触れる場合であるから同法第五四一条第一項前段、第一〇条により犯情最も重いと認めるDに対する業務上過失傷害罪の刑により処断すべく、同罪および無免許運転幫助の罪につきいずれも所定刑中罰金刑を選択し、なお、後者の罪は従犯であるから刑法第六三条、第六八条第四号に則り法定の減輕をなし、以上は同法第四五条前段の併合罪であるから同法第四八条第二項に従い各罪につき定めた罰金の合算額の範囲内において被告人を罰金三万円に処し、同法第一八条により被告人が右罰金を完納することができないときは金五百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置し、刑事訴訟法第一八一条第一項但書を適用して当審における訴訟費用は被告人に負担させないこととし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 矢部孝 裁判官 中村義正 裁判官 半谷恭一）